

目黒会四国支部規程

第1章 総 則

(名称)

第1条 この支部は名称を目黒会四国支部（以下「支部」という）という。

(目的)

第2条 支部は目黒会の支部機関であつて会員相互の親睦と友好, 情報交換を図ることを目的とする。

第2章 役 員, お よ び 会 員

(役員)

第3条 支部には下記の役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 支部長 | 1 名 |
| (2) 副支部長 | 4 名以内 |
| (3) 事務局長 | 1 名 |
| (4) 幹事 | 4 名程度 |

(役員を選任)

第4条 支部長, および副支部長は, 役員の互選により, 役員は会員の推薦により総会にて選任する。事務局長は, 支部長がこれを委嘱する。副支部長が事務局長を兼務することは妨げない。

2 支部長は, 目黒会正会員とする。

(役員の職務)

第5条 役員の職務は, 次のとおりとする。

- (1) 支部長は, 支部を代表して会務を総理する。
- (2) 副支部長は, 支部長を補佐し, 支部長に事故のあるときは, その職務を代行する。
- (3) 幹事は, 支部の予算, 決算, 規程の改廃手続き, および支部長, 副支部長, ならびに会員の諮問する事項を審議する。
- (4) 事務局長は, 支部の会計事務, および庶務事項をつかさどる。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は2年とし、事務局長を除く役員の再任を妨げない。但し、支部長の再任は最大2回までとする。

2 役員に欠員を生じた場合には、速やかに補充する。

3 任期途中で補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(監査役)

第7条 会計の監査を目的し、1名以上の監査役を置く。

2 監査役は、会員の推薦により総会にて選任する。

3 監査役の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

4 監査役に欠員を生じた場合には、速やかに補充する。

5 任期途中で補充された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。

6 監査役は、前年度の会計を監査する。なお、監査結果は総会にて報告される。

(会員資格)

第8条 支部の会員は、四国に在住・在勤する、またはかつて在住・在勤したことがある目黒会会員とする。

2 前項1に該当しない目黒会会員であっても、会員の推薦があり、役員会で承認されれば、会員となることができる。

第3章 会 議

(総会)

第9条 総会は、支部の最高機関であって、下記に掲げる事項を審議する。

(1) 前年度事業報告、および収支決算

(2) 重要な運営計画

(3) 規程の変更

(4) 役員および監査役の選任

(5) 解散

2 総会は、毎年1回支部長が招集する。但し、必要なときは、臨時にこれを招集することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、第3条に述べる役員をもって組織する。

2 役員会は、支部の運営にあたる。

3 役員会は、必要に応じ支部長が招集する。

4 役員会は、全役員の過半数の参加を成立条件とする。

(役員会の議決)

第11条 役員会の議決は、出席役員の多数決による。

第4章 代 議 員 の 選 出

(支部代表代議員の選出)

第12条 四国支部は、目黒会の要請に従い、支部の正会員の中から1名の支部代表代議員を選任する。

- 2 支部代表代議員の選任は、支部総会での議決によることを基本とし、支部総会の開催が困難な場合には、支部役員会にて議決するものとする。
- 3 支部代表代議員の選任時期・任期等の条件は、目黒会からの要請に含まれるものとする。
- 4 支部代表代議員に欠員が生じた場合、1～2項に従い、速やかに補充の支部代表代議員を選任する。
- 5 補充の支部代表代議員の任期は、前任の支部代表代議員の任期を引き継ぐものとする。但し、補充する支部代表代議員の残りの任期が6ヶ月未満の場合は選任しない。

第5章 個 人 情 報 保 護

(個人情報保護)

第13条 役員、および会員の個人情報の取扱いは、一般社団法人目黒会個人情報保護規程に従う。

第6章 会 計

(経常費)

第14条 支部の経費は、会員よりの会費、および寄付金をもってこれにあてる。

(会計年度)

第15条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第7章 雑 則

第16条 支部の運営に必要な事項でこの規程以外の事項は、支部役員会の議決を経て支部長が別に定める。また、そのような場合には、支部総会で報告するものとする。

第17条 本規程の改廃は、支部総会で行うものとする。

附 則

附則1 支部設立の際における役員は、立候補者から選出するものとする。

附則2 本規程は、2011年5月の目黒会総会での支部設立承認をもって実施する。

改 訂 履 歴

2011年	5月24日	制定
2012年	11月10日	改訂
2018年	11月10日	改訂
2020年	9月 5日	改訂
2026年	9月 5日	改訂